

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 還付申告はお早めに

Q : 私はサラリーマンです。昨年、長男が肺炎で入院し、30万円程の入院費を支払いました。医療費控除を受けたいのですが、申告書は2月16日以降でないと提出できないのでしょうか。

A : 還付申告書は2月15日以前でも提出することができます。

【解説】

確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が年間の所得について計算した税金の額より多いときは、確定申告をすることによって、納め過ぎの税金が戻ってきます。この申告を還付申告といいます。医療費控除や雑損控除、寄付金控除は年末調整で控除を受けることはできませんので、還付申告により税金の還付を受けることになります。

還付申告書は、申告期限が定められていませんので、翌年1月1日以降であれば2月15日以前でも提出することができます。ただ、実際には、申告書用紙が揃うのは1月末頃になるようです。

3月に入って税務署が混雑する時期に還付申告に行くと、それだけ実際の還付の期日が遅くなってしまいます。確定申告開始日の2月16日を待たなくとも、早く申告すれば還付もそれだけ早くなります。

また、申告書は郵送で提出することも可能で、申告書(控)と切手を貼った返信用封筒を同封すれば、税務署で受付印を押して返送してもらえます。

